

宿泊税申告納期限の特例適用者

指定申請書

記載の手引

特別徴収義務者の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合には、申請により毎月の申告納入によらず、申告納期限の特例を受けることができます。

この特例を受けますと、下記のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告・納入となります。

宿泊のあった月	申告納期限	宿泊のあった月	申告納期限
3月分	6月末日	9月分	12月末日
4月分			
5月分			
6月分	9月末日	12月分	3月末日
7月分			
8月分			

●適用の要件

- ・適用年の前前年12月から前年11月までの宿泊税に係る納入金の合計額が120万円以下であること。
- ・旅館・ホテルの経営を開始した日が、前年の1月1日より前であること。
- ・この特例適用の指定を取り消された場合、その日から1年を経過していること。
- ・宿泊税の申告が適正に行われていること。
- ・都税の滞納がないこと。
- ・財産の状況その他の事情から、宿泊税の徴収の確保に支障がないと認められること。

●指定を受けるためには

適用を受けようとする年の1月末日までに、「宿泊税申告納期限の特例適用者指定申請書」を提出してください。一度適用の指定を受けた方は、指定が取り消されない限り継続の申請手続は必要ありません。

●指定の取消し

特例の申告納期限までに申告納入がないなど、申告納期限の特例適用の要件を満たさなくなると認められる場合は、この特例適用の指定を取り消されます。

年度の途中に取消しの事由が発生した場合も、その年度中は指定が継続され、年度末に指定が取り消されます。指定が取り消された場合、4月申告分（3月宿泊分）から毎月申告をしていただくこととなります。

●申請書提出先

郵送により申請書を提出する場合は、千代田都税事務所に送付してください。
また、控の返送を希望される方は、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

提出・問合せ先 千代田都税事務所 事業税課 宿泊税担当
〒101-8520 東京都千代田区内神田 2-1-12
TEL 03-3252-7141(代)内線 226 / 03-3252-7144(ダイヤルイン)

宿泊税申告納期限の特例適用者指定申請書の記載のしかた



※ 処理 事項	通信日	確認印

1 ←

宿泊税申告納期限の特例適用者指定申請書

千代田都税事務所長 宛

平成 30 年 6 月 30 日

← 2

特別徴収義務者

住 所	〒 163 - ◆◆◆◆ 電話 03 (◆◆◆◆) 1234 新宿区◆◆町1-1-1
氏 名 又は法人名 及び代表者名	株式会社 東京観光 代表取締役 東京 太郎 (印)
証 票 番 号	123456

3 →

平成30年4月申告納入分から東京都宿泊税条例第7条第2項の適用を受けたいので、申請します。

4 →	所在地	〒 163 - ◆◆◆◆ 電話 03 (◆◆◆◆) 1234 新宿区◆◆町1-1-1		
	名 称			
5 →	経営開始年月日	平成◆◆年◆月◆日		
	前年(1~12月)の納入金の合計額	◆◆, ◆◆, ◆◆ 円		
	前年の特例適用者指定の取消	有 ・ 無	取消年月日	平成 年 月 日
	前年の加算金の決定	有 ・ 無	決定年月日	平成 年 月 日
	帳簿の記載及び保存	有 ・ 無	書類の作成及び保存	有 ・ 無

備考1 この申請書は、宿泊税申告納期限の特例適用の指定を受けようとする年の1月31日までに申請してください。

備考2 「前年」とは、宿泊税申告納期限の特例適用の指定を受けようとする年の前年1月から12月をいいます。

2枚目にも押印し、※印の欄は記入しないでください。
また、郵送により申請書を提出される場合で、控の郵送を希望される方は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

※文書管理簿

← 1

1 「※処理欄」「※処理事項」「※文書管理簿」欄

- 記載しないでください。

2 「提出年月日」欄

- 申告書の提出年月日を記入してください。

3 「特別徴収義務者」欄

- 旅館・ホテルの経営者等特別徴収義務者の住所、郵便番号、電話番号、氏名を記載してください。特別徴収義務者が法人の場合には、法人名に加え、代表者の職、氏名を合わせて記載してください。
- 「証票番号」欄には、特別徴収義務者証票の右肩にある6桁の番号を記載してください。
(必ずご記入願います)

4 「施設」欄

- 旅館・ホテルの所在地、郵便番号、電話番号、および名称を記載してください。

5 「前年の申告等の状況」欄

- 項目ごとに前年の状況を記入してください。